

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片

倉 島 隆

目次

第一節 序論

第二節 ハリントンの政治制度としての共和国憲法

オシアナ共和国憲法の概観

(一) 基本原理

(二) 条文(全二十条) 規定

(第一章) 市民部

(第二章) 宗教部

(第三章) 軍事部

(第四章) 属州部

○結びの章

第三節 オシアナ議会と代議院制度

(一) 二院制(代議院と元老院)としてのオシア

ナ議会

<A> 基本原理

 立法過程

<C> 元老院

(二) 代議院

<A> 立法機能

 司法機能

<C> 代表機能

第四節 結論

第一節 序論

周知の如く一七世紀のイギリス政治思想史分野において高く評価される思想家は、J・ロック、ジェームズ・ハリントン、J・ミルトンなどである。社会契約論者としてのロックは、その精緻な問題設定及び政治理論において秀でてゐる。共和主義者ミルトンは、その表現力において優れている。われわれが本稿で焦点をあてるハリントンは、共和主義に基づく政治制度論について、最も優れている思想家のうちの一人であるといわれる^①。それは、彼の自由主義的成文憲法構想においても最も明らかに示される。周知の如く彼の憲法構想を示す名著『オシアナ共和国』(一六五六)が出版されたのは、一六四〇年代から一六五〇年代にかけてのイギリス革命「ないし内戦」期であった。それは、強力な民主制的方向を示す憲法改革を唱えた『国民協約 (Agreements of the People)』(一六四七、一六四九)、及びオリバー・クロムウェルの護国卿制を確保しようとする『統治章典 (Instrument of Government)』(一六五二)などに象徴される如く、成文憲法が珍しくなかつた時代でもあつた。

このハリントンの成文憲法論は、当然のことながらアメリカの共和制憲法の起源としてもみなされる。ゆえにアメリカの論者達にとつてそれは、通常のこととして論じられる^②。

われわれは、ハリントンの政治理論の中核に制度の思想があると仮定するものである。本稿で、われわれは、こうした視点から日本の研究状況における問題点を示してみよう。一般的に日本のハリントンの政治思想史研究ないしその説明において、彼の憲法制度論ないし政治制度論が技術的側面として軽視する傾向がある。他方で日本における政治制度研究において、日本国憲法の天皇制を重視するため君主制なしの制度研究を敬遠する傾向があるゆえに、ハリントンの優れた憲法論が無視されてきた状況がある。われわれは、こうした状況に抗してハリントンの憲法ないし政治制度を徹底的に明確化しようとする試みしようとするものである。とはいえハリントン研究が主に政治思想史分野にあるが故、われわれは、その研究分野においてそれを提示することとなる。従つてわれわれは、ハリントンの憲法理論を政治制度論として位置付け、その分析を通じて彼の共和主義思想を浮き彫りにす

ることを念頭に置くものである。

本稿においてわれわれはまず、ハリントンの憲法理論を政治制度論として捉えなおす。次にわれわれは、その一つの中核概念である彼の「代議院」(the prerogative tribe or equal representative of the people) ないし民会(assembly of the people, popular assembly) 制度の記述に焦点をあて、かつ分析することとなる。⁽³⁾ われわれは、彼の政治制度思想の核心を捉えることを本来的な目的とする。しかし本稿は、より特定のな対象に焦点をあてなければならぬ。従ってわれわれは、ハリントンの主権制度の要をなす、「代議院」ないし民会に焦点をあてかつそれを明確化することとする。

(1) 「共和主義 (republicanism)」は、周知の如く、君主制と対比して論じられる。君主制は、伝統的国王が自らの臣民に対して個人的権威を享受し、自らの個人的財産として自らの王国を支配する。しかし共和制統治 (government) は、原理的に共通善のために市民による市民の業 (business) [res publica] である (McCanovan, 1987) と言われる。

さらに具体的に言えば、イギリス革命「内戦」期の共

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片 (倉島)

和主義「共和制」は、選挙で選ばれた国民「市民」代表に最高権力を与える政治制度 (political system) のことを意味する [P.Zagorin, *A History of Political Thought in the English Revolution*, 1954, p.146; H.H. Keeble, ed., *Writing of the English Revolution*, 2001, p.289]。ゆえにこれは、世襲君主制の反対であるという。

我々がここであえて通常の共和制観念を確認するのは、元々その思想が君主制統治制度との対極にある共和制統治制度を基本に想定するというところにある。それは、より具体的に言えば、その「ガバメント」や「政治制度」に重点が置かれるからである。

さらにハリントンの制度論の顕著さを強調するのは、例えば、以下の著書である。これは、急進的な共和主義者シドニーとの比較でハリントンの制度論の獨創性を確認する。「A・シドニーの『統治論』において、ミルトンが表現したほどの共和主義的なものなど存在せず、ハリントンが想像したほど制度的なものなど存在せず、かつロックが想定し、論じたほどの理論のないし論争的なものなど存在せぬと述べることは、通常である」と (Derak Hirst et al. (eds.), *Writing and Engagement in Seventeenth-Century*, Cambridge, 1999, p.165)。これは、一七世紀の主要な三人の政治思想家のそれぞれの通説的獨創性も表現している。

(2) この時代における成文憲法が珍しくない状況につい

一九七 (一九七)

て、例えばG・H・サビンらのハリントンの憲法の記述が要を得ている。

「そうした憲法観念は、成文の統治章典、特別な憲法形成の立法機関、及び制定法と憲法実定法との区別について、一七世紀において既に明らかであったものである。ハリントンは、一六五六年に書くことによって、自らが神秘的な立法者の魅力でまとわせる、O・クロムウェルに自らの計画と必然的に取り組ませた。彼がクロムウェルになすように望むことは、政治家及び学者「による立法者」評議會を設立することによって新統治を公式化することにあつた。それは、彼らの各々が自由に自らの提案をその立法者評議會にもち込ませることによるのである。ひとたびこの憲法が公式化されると、この憲法は、諸条文(その構造の重要な要素をそれぞれの条文が扱う)によつて公布される」(G.H. Sabine et al., *A History of Political Theory*, 1973, p.468)。これは、我々のハリントンの憲法論への手短な文脈の一部でもある。

(c) J.G.A. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.227.

第二節 ハリントンの政治制度としての 共和国憲法

われわれは、ハリントンの共和主義思想が一人の恣意の支配とは異なり、その多数の国民である市民の自治を基本に、彼らの権利と自由を擁護する思想とみなす立場をとる。従つて彼は、それを保障するものが成文憲法ないし政治制度であるとみなすものである。われわれは、ハリントンの制度に対する強い信頼を抱く制度的な共和主義的思想傾向をもつものと解釈する。

こうした仮説の下でわれわれは、一般に理解される憲法の条件を確認した後、政治制度論として構想し直そうとする。まず最も広範な憲法の定義は、「政府⁽¹⁾(government)を設立し規制しかつ統治するルール」であるという。これは、政府と統治ルールを基本とするものと解し得る。われわれは、より制度的な概念を必要とする。それに応えるものは、スクルトンの憲法定義である。彼によれば憲法は、「国家の基本的政治原理」を指す。それは、ハリントンのオシアナ共和国憲法では、農地法、選挙による統治官の輪番制、法の支配がそれで

ある。さらに彼は、憲法が「立法部・行政執行部・司法

部」という統治の三権を担うそれぞれ」の構成、権限、

並びに手続き、そして官吏の任命、及び（権力行使に権

限を与え、それを明らかにし、かつ仲介する）任務の構

造を決定する^②という。これは、憲法と政治制度を一体

的に捉えようとするものである。ハリントンの憲法にこ

れを適用してみよう。立法部は、「元老院」(Senate)と

民会 (the People) [代議院 (Prerogative Tribe)] から

なる両院議会であり、行政執行部が「政庁 (Signory)」

などであり、司法部は立法部がそれを兼任する。その統

治の三権を担う機関の手続きは、法の支配原理に基づき

各条文に記され、官吏の任命は、「公職輪番制

(Rotation)」に基づき、かつ主に元老院の選挙により、

比較的短期間に限定される。執行権は、立法部によって

権限が与えられ、それにも制限が加えられる。そして執

行権は、政庁にばかりに限定されず、元老院もそれに加

わり「それが議院内閣制の如く」、かつ仲介する任務構

造も決定されることとなる^③。

われわれはまず、こうした憲法と政治制度との関連に

よってハリントンのオシアナの共和国憲法の基本要素を

捉えることとする。

オシアナ共和国憲法の概観

われわれは、本稿でハリントンが構築する憲法につい
てより多面的な概念を含意する「政治制度」概念によつ
て構成する。広義の憲法の意味は、政治システム内の基
本的なルールの枠組みである。これのみでは大まかであ
り、さらにそれを最近の定義に近付ける必要がある。
従ってわれわれは、「政治」が国家「ないし公共的なも
の」の枠組みを前提とするものとして考察する。その制
度は、「規範・価値・利益・アイデンティティー」「自己
認識」・及び信念を定義づけ、かつ擁護する手続きや行
動を作用させる基準の集成^④であり、われわれは、特に
その公式的ルールや常設的組織面などを重視する。

ハリントンの憲法形式は、『オシアナ共和国』と同様
に、その共和制末期に書かれた『ロータ (即ち、自由国
家ないし平等な共和国)』(一六五九)という著作におい
ても示される。本稿は、それらに基づき、その理論を構
成することとなる。その憲法はまず立法者によって書か
れたという^⑤。

(一) 基本原理

通常憲法の基本原理は、「前文」で述べられる。従つてそれは『オシアナ』の第一序説(「統治原理」)において示される。オシアナ憲法のより簡潔な基本原理の表現は、『オシアナ』の共和国全体の要約⁶⁾においても明確に書かれる。

〈1〉第一基本法としての農地法

『オシアナ』のそれには、その基本法として二つのものを規定する。第一に「中核法ないし基本法は、農地法である」と規定する。さらにそれは、年間土地収入が「二千ポンドに割り当てられる」という。これは、いかなる者も土地財産が特定の価値を超えて収入を得てはならぬというものである。これは、彼が将来において対立の火種となることを防止する理由のために規定する。しかしハリントン⁷⁾は、こうした制限を強いることが必ずしも賢明であるわけではないことも直ぐに認めている。いづれにせよ彼は、その社会経済的視点から政治制度を安定させる要素として、農地法原理を根本に据える。

〈2〉第二基本法としての公職輪番制(選挙を含む)

第二の基本法は、「投票が平等な選挙ないし公職輪番

制によってその根本から統治官職ないし主権権力の諸部門へとこの同等な活力をもたらす⁸⁾」。これは、ハリントンの選挙制度原理であり、かつ執行行政部に活性化を促し、かつ執行行政権力の制限規定を具現するものである。

(二) 条文(全三十条) 規定

『オシアナ共和国』憲法において本条文は、全三〇条から構成される。『ロータ』においてハリントンは、それらを、第一章「市民部」、第二章「宗教部」、第三章「軍事部」、第四章「属州部」に区分している。この区分は、軍事部に対する市民区分の意味の視点から主に分けられる⁹⁾。しかしこれは、文民対軍人の明確な二分法といった今日の意味から判断すると、必ずしも同じではない。それは、軍事部の政治に対する過剰な関与を防止する意図を強調するものである。従つてこの憲法区分は、市民部が政治「公的なもの」を含意すると解される。従つて市民部が本体であつて、その他のものは、付随的部分とみなされる。

われわれは主に、その条文規定に沿つて言及することとする。

この第一章の市民部門は、以下の如く高年「三十歳以上」者に関する規定が中心となる。というのは、青年「十八歳から三十歳まで」は、軍事的側面に重点が置かれ、高年者が市民部門に重点を置かれるからである。

(第一章) 市民部

ハリントンは、共和国憲法の条文を規定する前に、共和国の設立ないし構築において、最初の業「建築者の業」は、資材をはめ込み、かつ配置すること以外にあり得ぬと述べる。共和国の資材は、国民「people」であるという。そのオシアナの国民は、次のようなことにより、国民を幾つかの区分に配列される。即ち、彼らの資質、年齢、富、及び居住ないし生活地についてである。¹⁰⁾

〈第一条〉市民と使用人の区分

「国民「the people」を自由人ないし市民、及び使用人に区分する。というのもし使用人が自由に達するならば、即ち、自らが自由に達すれば使用人達も自由人ないし市民となって生活できるからである」¹¹⁾。ここでは、独立的行動人としての市民概念を基本単位とし、自治的市民として指定する。われわれは、オシアナ人がここで

使用人であるとしてもその市民への昇進の可能性を担保している点において、この共和国の活力を引き出そうとしていくゆえに注目すべきである。

〈第二条〉青年と高年の区分

オシアナの住民全体（女性・子供・使用人を除く）に対して、彼らの年齢によって高年者と青年に区分する。高年者は、三十歳以上の者とする。青年は、十八歳から三十歳以下の者とする。高年者（ないし自由人）は、市民行政（統治官ないし公務員として）の遂行資格を有する。¹²⁾

〈第三条〉騎兵「一級市民」と歩兵「二級市民」の區別

オシアナの住民に対して（女性・子供・使用人を除き）、彼らの財産（状態）「年間収入」によって騎兵と歩兵に区分する。騎兵は、その財産（状態）「年間収入」について土地、財、及び貨幣で百ポンド以上の者とする。歩兵は、それ以下の収入の者とする。¹³⁾

〈第四条〉教区・郡及び部族「州」

「国民を彼らの生活の場所に従って、教区、郡、及び部族に区分する」。最大の地域区分は以下のものである。

オシアナの土着ないし固有の領土「課税台帳・国民数・及び地域の範囲を顧慮した」が便宜となり得るほどの正確さによって、可能な限り平等に五十の行政区、州、ないし部族に区分する。各州の下に二十ずつの郡があり、全部で千の郡がある。その郡の下に十ずつの教区があり、合計一万の教区となる。¹⁴

〈第五条〉 教区、投票、及びその教区の「民会〈国民〉(people)」代表の設定

本条文は、オシアナの国民議会における間接選挙の出発点である教区での選挙人の選出に関わる。

『オシアナ』によれば「十二月末日に続く次の第一月曜日に、各教区の高年者は、五人のうちの一人を代表「選挙人」に選出する」という。こうして開始する条文は、民会「国民」代表 (deputies) を教区「即ち、三層制地方自治〈州・郡・教区〉」のうちの第三層¹⁵から選出することが重視されるからである。ここでは、主として教区が民会代表を選出する二段階のうちの第一階として位置付けられる。R・スミスによれば、この第五条は、間接選挙により、「州全体の選挙人団として活動する各教区の投票数の五分の一の選挙」¹⁶であるという。

その第二段階は、その代理人達が集まる各部族「州」の中心市において制定されたものであり、実際上の国家議会の代表選挙であった。¹⁷

〈第七条〉 地方の統治官 (高官) の選挙 「二」 (郡を中心に)

第七条を含む以下の三つの条文は、郡、州の統治官の選出規定を述べることに関わる。

「本条は、次のように必要とする。即ち、各教区代表 [deputies] は、一月末日に続く第一月曜日に郡の会合場所に武装して毎年集まり、かつそこで彼らの人数から一人の治安判事、一人の陪審員、……を選出」¹⁸するとして規定し始める。それは、以下の如き一覧によるものが規定される。

西暦……年

ネブロサ「仮名」の統治官選挙一覧

A 等級 治安判事 (……の郡の)

B 等級 第一陪審員 (……の部族における)

C 等級 郡の大尉 (その郡は、一〇五人の代表選挙からなる)

- D等級 旗手「少尉」
- E等級 第二陪審員
- F等級 治安官 (High constable)
- G等級 検死官

¹⁹⁾この条文の補足文書には、その選挙実施費用も列挙される。

〔第八条〕 地方の統治官選挙「二」(部族「州」を中心

に) まずここでは、「本条は、司令長官としての州長官 (lord high sheriff) 及び部族「州」の兵員簿管理官 (或いは第一招集演説官) としての治安判事記録保管官 (custos rotulorum) は、同じものの郡治安官によって給付化された彼らの郡一覽を受け入れた後に、騎兵を歩兵から分離することによって、直ちに投票にかけられる必要がある」と規定し始める。かくして高官職の報酬が決められてから、こうした州の高官達も投票にかけられることとなる。²⁰⁾

オシアナ憲法の公職輪番制は、地方における統治高官にも貫徹される。

〔第九条〕 地方の高級統治官選挙「二」

「本条は、監察官 (或いは第一招集演説官) が第七等級に向けられることに従って郡の治安官からの一覽を受け取った後に、次の諸等級によって選出される統治官達の一覽を顧慮して前もってその投票壺に注目することとする。即ち、その統治官の選挙一覽は、その第一の一覽が最高級職 (Prime Magnitude) と呼ばれ、六つであり、第二の一覽がギャラクシー「第二高級職」と呼ばれ、九つである」²¹⁾。この統治官職の表現は、国家レベルでも同じである。

〔第十条〕 部族「州」の最高級職の統治官の選出

「本条は、教区代表 (deputies) が二月末日の次の各月曜日に、部族 (tribe) の集合同所において自らを武装した騎兵と歩兵とさせることを必要とする」とまず述べ始められる。そこでも抽選方法などを含むヴェネツィア方式のものが規定される。

ここでの選挙に付する高官職一覽が列挙される。

西暦……年

「州」最高級職一覽 (或いは統治官達の初日の選挙)

州長官 (司令官)

これは、ヌビア部族のものである。

州統監

それは、この今の招集では、七百の騎兵と千五百の歩兵を含む。

治安判事記録保管官

ここでの代表 (deputies) は、全部で二千二百人である。

指揮官 (補給局長)

第一監察官 (censor)

第二監察官²²⁾

〈第十一条〉「州の」最高級 (Prime Magnitude) の統治官職

この条文においてまず部族水準での頂点にある統治官の選挙一覧を規定する。

「本条は、「州の」最高級一覧に含まれた統治官達の義務や機能を説明する。郡の統治官は、次のような州統治官によって始まる。郡統治官は彼のより古い公職に加え、かつ前条文に付け加え、ピューラルク (phylarch) ない

し州の最高執行部 (prerogative troop) の第一統治官である」²³⁾

こうした条文は、州における最高執行部である「ピューラルク」というギリシャ語名を登場させる。それは、州において最高の行政執行機能を担う。

〈第十二条〉ギヤラクシー「第二高級統治官」の設定

本条文において最高級の統治官に次ぐものを規定する。「ギヤラクシーと呼ばれた一覧の活動である、第二日の選挙においてその部族の招集を方向づける。ここにおいてその監察官は、第二投票のために第九条において与えられた方針に従って投票壺を準備することとする。即ち、次のようなギヤラクシー一覧における統治官数に従って、各等級において四等級、及び九人の選挙人を形成することによって、中間投票壺における三十六の金小球を混ぜて準備する」。これは、例の如く、その開始部分である。ここでもその選出選挙手順について述べられる。

ギヤラクシー選挙一覧

第一騎士 騎兵から選出される。

第二騎士

第三代表

第四代表

第五代表

第六代表

第七代表

第八代表

第九代表

騎兵から選出される。

歩兵から選出される。

残りでこの条文は、未婚者がそれらの公職に就けぬことなども規定する²⁴。

〈第十三条〉 オシアナ、マルペシア、及パノペアの農地法

ここでは、オシアナの第一の基本法である、農地法がその属州を含めたものを主題とする条文である。

「本条は、オシアナ「イングランド」、マルペシア「スコットランド」、パノペア「アイルランド」の農地法を構成する。農地法によって本条文は、第一に次のようにオシアナの固有の領土内にあり、かつ存在するようになつた土地全てについて規定する。」

即ち、一年に五千ポンドの所得に達するならば、彼らの中に土地を平等に分割させるか、或いは長男には残る土地の最大部分ないし比率が、二千ポンドの価値を超えぬほど、きわめて平等に近いかのいずれかに、分割させることとする」。

本条文は、ハリントンがこの憲法の基本法にして原理である農地法を明確にするものである。それは、『オシアナ』流に、長文によって述べられることとなる。

第十三条は、「農地法の設定においてなされたこうした言葉によって、人々は、農地法の根拠であつたものを認識し得る²⁵」。次は、以下の条文であるとして、憲法条文を移行させる。

〈第十四条〉 選挙「ヴェネツィア方式」の一般規定

本条は、公職輪番制というオシアナの基本原理がその原型であるシステムを規定するものである。「ヴェネツィアの投票が幾つかの変更によって適合され、かつ各会議へと任命されるように、本共和国において選挙を与える恒常的にして唯一の方法である、ヴェネツィアの投票制度を構成する²⁶」。

第十四条の本文自体は、これのみである。周知のごと

く、ヴェネツィアの選挙制度は、かなり込み入っている。F・ラヴェットによれば、ハリントンの選挙制度の問題は現実に可能な事項であることを確かにしていない²⁷と言っている。とはいえここでは、簡明に彼がその都市国家の様式の通りであると明確に述べていることを確認することにとどめる。

われわれは、本節でその憲法の流れを整理する目的をもつが故、次の重要な執行部事項に移る関連を確認することとなる。

「元老院の表からその諸部分の構成及び使用」へと来るために、それは、特定の条文に含まれる。「元老院に特定のである条文は、選挙ないし命令」かのいずれかであるという。元老院の選挙は、一年毎、二年毎、及び臨時の三種からなると説く。毎年の選挙は、「トロピック「スケジュール」と呼ばれる予定表によるのであり、かつそれは二部に分かれる。その毎年選出される第一は、統治官を含み、もう一つは諸評議会を含む。統治官達の予定表「ないしトロピック」については、以下の条文で続けられる。²⁸

〈第十五条〉共和国の最高統治官の選出

本条は、オシアナにおける国政の最高執行部を選出する事項に関わる。

「元老院において騎士達が自らの地位に就く年次ギャラクシー」「第二高級統治官」の騎士達は、三月の末日に続く次の各月曜日に、同じものの第一水準で招集され、かつ元老院は、第三水準を退け、第一水準を受け入れた後、次の手順で、予定表の第一部に含まれる統治官選挙へと進める」。

将軍卿 一年任期の統治官達

演説官卿

第一監察官

第二監察官

第三国璽委員 三年任期の統治官達

第三財務委員

その統治官職の権利全体及びその行使については、後に条文で説明されることとなる、政庁は、ほとんど純粹にヴェネツィアのものである。²⁹ 予定表の第二部は、次の

第十六条で方向づけられる。

一年任期の統治官（一会期中にそうした名誉をもつ職のうちの一つ以上にいかなる人も就けないという条件で）いかなる水準からも選出し得る。しかし三年任期の統治官達は、その会期がその名誉職の任期の前に切れず、かつ（いかなる人も民会選挙によってそこに要件づけられるよりも長く統治官職に就くことは、違法である）本共和国の公職輪番制における分断をもたらずといけないから、第三水準の他には選出し得ぬ。

將軍卿は、元老院の一議長である。將軍卿は、この国が行軍されるように命じられる場合に軍の大将となる。その場合には第二將軍卿が元老院の第一議長となり、第二軍隊の大将となる。

六人の委員とともに將軍卿はオシアナ共和国の政庁であり、元老院の各評議会において、開催権、並び選挙権、及びそれらのいかなるものにも、共同か或いは幾人かで提案権をもつ。

従つてこの政庁は、この統治官制の権利と使用全体によつてほぼヴェネツィアのものと同じであると述べる。³⁰ 『オシアナ』において以下の条文によつて、その予定

表の第二部「諸評議会」に向けられることとなる。

〈第十六条〉 諸評議会 (Councils) の構成

ここでは、元老院とともに執行機能も果たす、諸評議会に関する条文となる。

まずそれは、「本条は、四つの評議会、即ち、国策評議会、軍評議会、宗教評議会、及び商業評議会の構成が元老院の構成とその公職輪番制と一致される」と述べられる。

最初に国策評議会が規定される。この評議会は、元老院の第三水準から五人の騎士の毎年の選挙により、各水準において五人ずつで、十五人の騎士からなる。

第二に、軍評議会へと移る。これは、各水準において三人ずつで合計九人の騎士から構成する。それは、監督官によつて軍評議会へと提案され、かつ選出される、国策評議会によつて第三水準から三人の騎士の年次選挙による。彼らは、国策評議会の残りの成員からこの選挙によつて除外されぬ。四人の民会の護民官は、軍評議会の会期権と選挙権をもつ。

第三に、宗教評議会は、十二人の騎士からなり、各水準から四人ずつによつて構成する。この評議会の議長は、

監察官が議長となる。これは、元老院の第三水準から四人の騎士の毎年の選挙による。

第四に、商業評議会は、各水準において四人ずつで、十二人の騎士からなる。この評議会は、元老院の第三水準から四人の騎士の毎年の選挙によって選出されると規定される。³¹⁾

〔第十七条〕 常駐大使の二年毎の選挙ないし領域の構成

この条文は、海外における常駐大使を主題とする条文である。「四人の「外国」居住者からなる、常駐大使の二年毎の選挙ないし領域の構成を命令する。その領域の交替は、フランス宮廷に赴きかつ二年間居住するには、八年にわたって遂行され、かつ元老院投票によって二年間で一人の選挙を通じて留保される³²⁾」と規定し始める。

ここではフランス、スペイン、ヴェネツィア、及びコンスタンティノープルの四カ国の常駐大使の選任と移動規定である。これも当時における安全保障などの対外関係の重要性に鑑み、述べられることとなる。

この憲法の説明書きでは、以上が平時の選挙関連事項である。次に緊急時のその事項へと移行する³³⁾という。

〔第十八条〕 特別選挙ないし精査監視による選挙の構成

この条文において「第十八条は、独裁官選挙を除き、精査によってなされ、新たに現れるときのあらゆる選挙、或いは評議会が選挙人達の五分の一水準となることによる、選挙の種類を指定する。例えば、臨時大使の必要な場合に国策評議会の監督官達ないし彼らのうちの二人は、一人の競合者が国策評議会によって、選出されるまで、同じもの「この国策評議会」に提案できる³⁴⁾」と規定し始める。

緊急時の事項については、一般的に軍事面の事項が想起されよう。これについて次のように規定する。

「統治官制内の人々ないしその統治官制外からの人々は、同様に精査による選挙の資格を有する。しかし軍雇用に対する精査監視によって選出された統治官（ないし官吏）は、元老院の騎士でも民会の代表でもない場合に、代議院によって自らの職務を確認させるべきである。というのは民会が主権者である共和国における民兵は、民会の命令なしに命じられることは、適法でないからである³⁵⁾」。

ここにおいてわれわれは、ハリントンの広義の民主制的論拠を確認できる。それは、彼の同僚である、ネヴィルと同様に民主制的意味づけが同じであるからである。即ち、最終的決定権が、国民ないし民会 (the people) にあると主張する故である。

この条文における補足文は、ローマとヴェネツィア事例が導入される。

「ローマ人達は、その執政官が兵員会〔ケントウリア〕で選出される。しかし彼らは平民会〔クリア〕に是認される以外に民兵を命じ得ぬほど奇妙である。というのは民会 (the people) から自らの権力を受けぬ統治官が、民会からその権力を奪い、かつ彼らの権力を奪うことは、彼らの自由を取り上げることであるからである³⁶」という。この精査による選挙は、選挙がヴェネツィアのものであるがゆえであると述べる。

次にこの導入は、ヴェネツィアのそれに移す。

「ヴェネツィアのものと同様に容易に認識し得る精査による選挙について、自分達のものに最も適合的な人々からなる各評議会において、道理上、最善にちがいない、各知識を理解する方法などないのである。しかしその主張下

で特定の愛情ないし利益の偏向から彼らを近づけぬような方法³⁷がある。というのはこのヴェネツィアの大評議会がその精査によってもたらされる名を除いてほとんどいかなる者もいつも選出しない理由は、きわめてありそうであるからである。

従つてこの条文の導入部分が述べる如く、「この選挙が、元老院に属するものの中で最後のものである」という。最後にハリントンは、この諸評議会について以下の如く述べ、かつ結ぶ。「その諸評議会は、既に示された水準によつて選出される。われわれは、それが命じられることによるものに来る状態にある。諸評議会への命令水準は、二つある。その第一水準は、そこで進める主題に関するものである³⁸。第二水準は、それらの手続きに関するものである」と。その諸評議会の主題は、次の第十九条によつて分類されることとなる。

〔第十九条〕 諸評議会の主題に関する諸評議会の命令

本条は、前の第十六条及び次の第二十条とともに、執行と法案の検討について重要な役割を担う諸評議会を主題とするものである。

「諸評議会の承認に属するような議事を各評議会に分

ける。評議会が受け取り、かつ決定するものであり、かつ次の第一のもの「国策評議会」の如く、彼らが受け入れ、準備し、かつこの元老院議員に導入するものもあ³⁹⁾る」と規定し始める。

次に、国策評議会は、「あらゆる演説を受け入れ、情報や交渉文書を受け入れ、本共和国に送られた大使に聴衆を与え、かつ本共和国によって派遣されるようなものの命令を作成し、属州議会提案を受け取り、かつその諸議会に情報を保たせ、修正であれ廃止であれ、制定される全ての法について、かつ同じもの「評議会」の秩序立った準備に導き得る限り、共和国によって形成され、元老院に彼らによって、導入される人の徴用ないし貨幣の徴収、戦争や和平、同盟ないし連合を審議する⁴⁰⁾」。

以上がその諸評議会が実際にそれぞれの遂行能力に応じて政策の提案をなす手続き上の経路の説き起し部分である。これに沿って元老院が最終的に煮詰めることとなる。

この導入部の最後に次の条文へのつなぎ文が示される。「諸評議会の主題に関する諸評議会の命令が示されたが故、私は、以下の如くそれらの手続き方式についてその

命令を示す状態にある⁴¹⁾」と。

〔第二十条〕 諸評議会の手続き方法の命令

本条は、前条に続き、諸評議会を扱う。

まず以下のように規定し始める。即ち「元老院命令について、その統治官達と諸評議会によって継続的に遵守されるべき討議方法を含む。

本共和国の顧問官としての政庁の統治官は、国家ないし統治の全事項をその考慮に入れることとする。そして政庁の統治官達は、いかなる者も、或いは大部分も、いかなる評議会においても提案する権利をもつことによつて、彼ないし彼らが、それが最も適切に属するその評議会において気に入るとんな議事でも提案できる。その評議会がその義務を守らし得ることを前述の統治官達は、元老院への提案権をもつ共和国の監督者 (superintendents) 及び検査官 (inspectors) である」と。さらに監察官に論及する。「監察官 (censors) は、こうした統治官達と同等な権限をもつが、宗教評議会との関連でのみ⁴²⁾であるという。

そして「各評議会における二人の監督官 (provosts) 達のうちの二人は、同じ評議会に提案でき、かつ同じ評

議会のより特定の提案者である。そこでは議事一般の検査及び監督があるばかりでなく、各作業は、特定の人に委任もされる目的故⁴³なのである。ハリントンは、こうした細部にも目配りをするところにおいてその真摯な精神が読み取れる。これは、B・ウォーデンが評する如く、徹底した探究心をもつ学者としてのハリントンと政治家としてのH・ネヴィルとの相違であろう⁴⁴。というのは後者は、前者より綿密ではないからである。

いずれにせよ、この条文から判断すれば、諸評議会による政策形成的要件が示されることとなろう。

〈第二十一条〉代議院「民会」における官吏達の交替ないし選挙（一〜三年毎）

本条は、次の第二十二條及び二十三條とともに、最高意思決定機関にして国民代表機関である代議院を主題とする条文である。それは、その機関における統治官の選出に関わる。これは、二部構成である。

それは、次のように指示する。即ち、「毎年のギヤラクシー」[第二の高級統治官職]代表は、三月末日に続く次の各月曜日に、ハロー「ウエストミンスター」のパビリオン「別館」に到着し、かつ郡の投票に含まれたルー

ルに従って、騎兵の投票壺付近において騎兵隊によってかつ騎兵隊からスワロー「三年任期の官吏」の一人の大將及び一人のコルネット奏者を選出する。同じ投票方法後に、歩兵の投票壺における歩兵隊からスプレー「三年任期の官吏」の一人の旗手「少尉」とともに一人の大尉は、代議院の第三等級（*classis*）を構成し、かつその等級となる⁴⁵と規定し始める。

さらにこれは、最も重要な代表に次のように言及する。「七人の代表（*deputes*）は、各部族によって毎年選出される。そのうちの三人は、騎兵である。四人は歩兵である」。ゆえにスワローは、百五十人の騎兵からなり、スプレーは、二百人の歩兵からなる。その諸等級の残り⁴⁶は、「二つあり、数的にその各々は、平等であり、代議院全体」[その二つの属州（マルペシアとパノペア）即ち、両属州の騎士と代表の他に]⁴⁶は、千五十人でなければならぬ」と規定される。

こうして補足した後には、より重大なのは、この「部族」[州]選挙が以下のように毎年あり、この部族に属する他のものも存在する⁴⁷ということである。

〈第二十二條〉代議院「民会」における統治官の交替

ないし選挙（一）一年毎）

この条文は、前条の表題と同様に同じ主題に関わる。しかしここではその統治官の選挙は、一年毎に行われるものに関する手続きが規定される。

第二十二条はまず、「第一等級 (classis) は、二年任期の官吏達によって選出され、かつ次のように旧護民官に宣誓をなすことによつて、共通の部族投票によつて、四人の一年任期の護民官である新護民官「そのうちの二人は、騎兵壺での騎兵隊から二人が選出され、かつ歩兵隊から二人が選出される」選挙」へと代議院の二つの他の等級とともに進める。

即ち、「自分達はこの統治について民会へとその討議を導入させず、かつ討議が投入されないようにするが、こうして力の及ぶ限り、軍評議会へと本共和国の根本を侵しかつ攻撃する人ないし人々を捕えかつ軍評議会へと渡すために役立ち、かつ手助けする」と「宣誓をなすことによつて」。

ここでは共和国の根本を侵したり攻撃したりする重大な犯罪に対する執行行為を担う護民官の役割を規定する。
〔第二十三条〕 代議院「民会」の権限・機能・及び手

続き形態

本条文は、主権を担う二院制のうちの第一の機関に関わる。

「本条は、代議院の権限、機能、及び手続き形態を示す」と題する。「代議院の権限ないし機能は、二部からなる。第一部は、結果の権限であり、そこではそれは、立法権である。第二部は、裁判権であり、この点でこの代議院は、本共和国の最高裁判所にして最終的控訴裁判所である」⁴⁹⁾。

ここではこの共和国の最高意思決定機関のうちの一つである、代議院ないし民会制度を規定する重要な条文である。われわれは、以下で特定のにその条文をはじめとして論及するが故、その中心的機能を確認することとなる。第一に最高決定権ないし決議権をもつものである。もう一つは、最高の司法機能である。

本条文までは、代議院と元老院というオシアナの最高意思決定機関について規定したが故、次の条文を除きそれらを主題としない旨を伝える⁵⁰⁾。

〔第二十四条〕 元老院と代議院の属州の構成

この条文は、オシアナ憲法における議會を規定する最

終的なものである。確かにこの条文名は、属州構成に関わる。しかしわれわれは、より高所からそれを捉える視点から、読み解くことを目的ともする。本稿は、ゆえに議会 (parliament) 概念を明確化することも視野に含むこととなる。

「本条によつて、マルペシア属州がオシアナの元老院に継続的に存在する彼ら自体の選挙による三十人の騎士をもつことは適法である。彼らは、代議院において六十人の騎兵代表及び百二十人の歩兵代表によつてともに本共和国の討議と結果と同等な権限（その質と数において）が与えられる。彼らは、十人の騎士、二十人の騎兵代表、及び四十人の歩兵代表の毎年の選出によつて、同じもののコースないし公職輪番制を遵守することを条件とする。全ての点で同様なことは、パノペアでも適法である。一部隊に達し、かつ両方の属州の騎兵並びに一中隊、一人の大尉、及びその一人の騎兵のコレネット奏者に達する歩兵は、マルペシアによつて毎年選出され、かつ一人の歩兵大尉と一人の旗手「少尉」は、パノペアによつて毎年選出することとする⁵¹」。

後に属州部分でわれわれは、ハリントンの属州に対す

る自治的制度観について言及する。従つてここでの市民部の規定は、それを確認できる。

最後にわれわれは、オシアナ憲法における議会の意味について述べる文を確認する。

「元老院、民会、統治官部、或いはそのように構成された議会 (parliament)（人々が容認している如く）は、この共和国の守護機関であり、かつソロモンによつて優雅に記述されるような妻の夫である⁵²」。これは、統治官部を除けば、伝統的な議会主権的統治機構（国王「これに替つて統治官部となる」、貴族院、及び庶民院）観に基づくものである。

〈第二十五条〉 公収入の使用と決定（等）

この条文は、オシアナ共和国の財政をきわめて広範な主題として扱う。

「本条は、公収入の使用を決める。公収入が最近の内戦を通じて荒廃されるが、百万ポンドの収入に改善されたり、或いは改善できるその物品税は、同じものの賠償、並びに次のような統治官、騎士、代表、及び他の官吏達の現状維持へと至る十一年間にわたつて適用される。即ち、彼らの幾つかの地位及び機能に従つて、次のような

ものの支持へと毎年受け入れる。即ち、戦場における將軍卿は、大将として戦場給与を受ける別の一回分とする」。

こうしてまずこの条文は規定し始める。それは、ローマの事例や軍事領域なども視野に入れ、かつ十六頁にわたるほど広範囲でありかつ詳細である。われわれは、ここでは憲法の要点を措定するゆえ、ここでの次の教育と軍機構「ローマ事例に続き」とを密接に結び付ける条文に移行することとなる。⁵³

（第二章） 宗教部

〈第六条〉 国教の聖職叙任及び良心の自由

オシアナ憲法において宗教を主題とする条文は、この第六条のみである。

「本条は、教区の牧師ないし助任司祭が死亡によって或いは監察官によって除かれるようになる場合に教区集會が集まり、かつ次のような投票の一人ないし二人の高年者を代表することを含む。即ち、一人ないし二人の高年者は、その教区に問題があるときに、監督官達 (provosts) によって署名され、かつ副学長 (vice-

chancellor) に向けられた証明書をもってこの国の諸大学のうちの一つへと出かけることとする。副学長は、その証明書が牧師や助任司祭の死去ないし罷免、並びに大学からの見習い生を受け入れる教区集會の願望の通知を与え得ることによって、その証明書の受け入れ後、聖職者會議 (convocation) を招集する」。⁵⁴

ここでは一般的聖職者の死亡や罷免など非日常時の場合の対応に関するもので開始される。それは、国教の擁護及び良心の自由などについて規定する。しかしながらわれわれは、最高意思を決定する人々「ないし集団」や機関に重点を置くため、この条文の教区代表の補足説明文でそれを確認することとなる。とはいえ、本稿では前の五つの条文に規定するものをより詳しく述べる目的があるゆえ、この条文では、そうした教区などの選挙に関する代表者達の数を調べる調査委員達に言及することにとどめる。従って本条が次の第七条への移行について、「各調査委員が自らの郡に戻り、かつその集合場所へと自らの一覧に含まれた代表を招集する」こと⁵⁵によって、代表達は、第七条に現れ、かつその条文を受け入れることのみを示す。

(第三章) 軍事部

オシアナの憲法における軍事部は、前出の如く「兵士」用語の使用によって驚かされる。しかし彼の憲法を読み進むと、逆に強制力部分が薄められていることに気づかされる。とはいえこの憲法ではその主権権力部分を裏付けるものも示される。

青年（自由人）は、軍事行政の遂行資格を有する。本憲法において軍事部に従う方式が存在する。

ゆえにこの憲法は、かなりな程度の軍事部に関する条文があり、ここではそれらは、以下の三つの条文を最終の条文と併せて規定しているとみなす。こうした数の条文が規定される背景において、ハリントンが基本的な自治なり、国民主権を主張するのは、市民武装なり、民兵主義を前提とするからである。これは、かなりな論者が強調するイギリス共和主義の特徴といわれるものである⁵⁶。われわれもそれを想定する。

〈第二十六條〉 教育と軍事機構（等）

この条文は、この憲法が古代ローマから引き出す、軍と教育との関連を主題とする。

「本条は、ある父親が一人息子しかもたなければ、そ

の教育は、一人息子の教育がその父親の意向に全面的にあると規定する。しかし無料学校が建てられかつ与えられ、或いは同じものの子供の教育に十分な割合で、この国家の各部族に建てられかつ与えられる。しかしこれらの学校の各々は、一方から他方へと移行する場合に、生徒達には何らの邪魔も妨害もないようにするために、教師達に対してヒエラ「ウエストミンスター」における教育方法ルールと方式に従って、子供達の生活と教育方法にも、その上達にもこの部族監察官の厳格な検査によって治められる⁵⁷」。

これは、教育制度面から説き起こされるものである。その軍事規定に最も関わる文節は、以下のものである。

「陸軍指揮官「ポレマルク」ないし将官は、將軍 (strategus) が軍評議会の精査によって選出され、かつ議會 (Parliament) ないし行軍独裁官によって命令されるならば、統監 (彼は、軍評議会から同じもののために命令を受けるほど頻繁に青年を招集し、かつ規律する権力をもつ) は、指揮官「大将」達に、第二水準の人々を、或いは命令される位の多くの人々を引き渡す。その指揮官達は、オシアナの軍の総集合地となるように將軍卿に

よって指定された、時と場所で將軍卿に対して彼らを示す。その集合地において軍評議会は、將軍卿の部下となる準備をさせるために騎馬と武器の便宜を図ることとする。將軍卿は、彼らの戦利品の武器ないし他のものの勸告に従うかどうかについて、騎馬と武器で武装し、かつそれに取り掛かり、かつそれを配分することによって、彼らを率いて食糧、弾薬、砲兵、及び他の必需品を準備し、かつ供給させ、自らの艦隊を出港させ、彼らを命令し、かつ彼自身によって戦争指導全体を処理する。これらは、兵士 (stratiots soldat) の第三水準のものである。その兵士達は彼らの諸部族から出港され、或いは行軍されることによって、統監は、第一水準の残りの部分から第二水準を再選することとする。元老院は、もう一人の將軍卿を再選する⁵⁸。

こうして規定するこの条文は、軍事に関わるそれぞれ为中心的要素ないし担い手がその戦略に関わり、遂行する手順を通じて配置される。さらに彼らも、元老院に諮られることとなる。

この条文の最後の項目あたりで、次のように外人部隊について言及する。

「この国家 (nation) の適切な軍隊をよりよく管理することについて、軍評議会任命により、かつ彼らがその目的に諸属州のいずれか或いは両方になしているような招集軍隊からの任命による將軍卿は、数的にその適切な軍を超えぬ、海上ないし確かな場所における他のところで外人部隊を受け入れることとする⁵⁹」。

一七世紀のイギリス共和主義者にとつて、軍隊事項において自国の民兵と外人部隊との兼ね合いは基本的な問題であり、⁶⁰ここでも周到にその適切性を条件に規定される。この第二十六条の末尾では、その条文の表題に沿って、次のように締め括られる。

「もし人が一人息子しかいなければ、その人は自らの親ないし自らの保護者の同意なくしては何ら投票壺に來ることにならず、かつそれは自らが自らにいかなる非難ともならず、かつ統治官職に就くことにもいかなる障害にもあたらぬ⁶¹」。

かくしてこの憲法は、一人息子の従軍についてその親や保護者の同意を条件とすることを規定し、ある意味では寛大に一人息子問題に対応している。最後にそれは、「対外的な遠征」について、次の第二十七条とともに検

証されかつ説明されるといふ。⁽⁶²⁾

〔第二十七条〕 緊急時規定

オシアナ憲法は、執行権を担当する機関があまりにもその権力を制限されすぎて、十分な執行権力が欠けているとブリッツァーが指摘する。しかし彼は、緊急時の特別規定や独裁官制度設定によつてそれを補っているとも言っている。⁽⁶³⁾ この条文は、それと関わるものでもある。

「本条は、次のように理解される侵害がある場合に規定される。即ち、諸部族「州」の長官が議会 (Parliament) なし独裁官 (dictator) から受け入れられた命令時に高年者団を青年水準の性質に依つて諸区分に分け、かつ三万の歩兵並びに一万の騎兵から形成され、かつ構成する高年の第二区分ないし第二水準 (division, essay) へと進める準備ができており、かつ將軍へと指揮官によつてもたらされると」。⁽⁶⁴⁾

この第二区分は、われわれが基本的な軍単位事項として後の第二十九条において確認する常備軍事項と関わる。それは、ここに示される如く正規の常備軍が、三万の歩兵と一万の騎兵からなるというものである。

引き続き本条は、その第二水準のものについて以下の

ように規定する。

「高年者及び青年の第二水準は、彼らの部族から軍に進められることによつて、部族長官及び統監は、以下のように準備することによつて高年と青年の両方からなる年次集団の残りの部分を構成する。即ち、その残りの部分は、合図の火がつけられれば、議会 (Parliament) なし独裁官によつて任命されたその事例にある集會場所へと進むこととなる。その合図によつて、クリア民会「平民会」ないし教区集會は、部族を直ぐに見張り、かつ諸水準に従つて、それらの区分でも進めるために、青年と高年の四分の一を選出する」。⁽⁶⁵⁾

ここで確認せねばならぬことは、それが教区や州の地方単位から国家水準へと上昇する階序制に沿つてそれを規定していることである。さらに州統監という一六世紀の州の軍事を統括する要素を規定することにも注目すべきである。従つてハリントンといえども、封建主義的にして中世的なものから全く無関係に、自らの憲法を述べているわけではないのである。ここにわれわれは、ハリントンの経路依存性的側面を残すとみなす。

(第四章) 属州部

オシアナ憲法は、スコットランドとアイルランドを属州として扱う。しかしそれは、ハリントンと同僚の共和主義者であるH・ネヴィルと同様に必ずしもそれを抑圧的なものとみなさない。それどころか逆にオランダのように連盟や連合、或いは連邦制なものとして、自治的に規定する。⁶⁶⁾

その属州部は、オシアナ憲法では二つの条文からなる。

〈第二十八条〉 属州領域の市民的構成

第二十八条は、属州の市民領域として構成する。本条は、かくすることによって、

「各属州部の評議会は、二人の騎士から構成され、三つの水準へと四人によって区分され、議会 (Parliament) と一致し得るその任期、並びに公職輪番制ゆえに、その元老院「の任期が切れる」の水準から四人の騎士「三年任期の統治官である」の選挙予定表での年次選挙によって恒常化される。そして同じ水準から一人の騎士から、一年任期の統治官である属州の將軍卿なし大将となる⁶⁷⁾」と述べ始める。

われわれは、ここにおいて理解し得る如く、たとえば属

州であるとしても、本国と同様な市民的選挙などによってそれを構成していることが分かる。

〈第二十九条〉 属州領域の軍事部の構成

もう一つの属州主題とする条文は、この第二十九条である。しかしこの文節は、オシアナ憲法において軍事的部分でもある。われわれは、その「属州領域」という原文に従い、その属州部分にこれを含むこととする。

「本条は、第三水準の兵士 (stratiots) がM字と記された金小球を引くことによって、かつ部族における十人ずつの騎兵と五十人ずつの歩兵 (即ち、全部で五百人の騎兵と二千五百人の歩兵から) なることによって諸部族は、属州の將軍なし大将が自らの選挙水準と証明書によって任命されるような時と場所なし集合場所において、その將軍なし大将に対する各々の指揮官によって選出がなされることとする。そして將軍は、前述の騎兵を受け入れることによって、それらは、自らの属州護衛なし軍の第三等級であり、直ちにマルペシアへと彼らを率いて移すこととなる⁶⁸⁾」。

ここでの軍事的部分は、その第三水準の「兵士」^{ストラティオット}という表現がこれを象徴する。それは、ギリシャ語によるそ

うした軍編成的意味を含意するからである。この条文の説き起こしは、基本的な軍の単位である兵士の配置を属州単位で抽選によって行うことから規定し始める。

われわれは、ここでハリントンが最も具体的に示す軍隊観部分について、その『ロータ』の表現をここで引用する。

「かくして集められた部族「州」の青年達は、第一水準である。第一水準から二百の騎兵、及び六百の歩兵を抽選によって決められる、彼ら（彼らに彼らの友人達は望み、或いは自身で彼らに与え得る）は、騎兵とみなされる。残りは歩兵とみなされる。五十部族「州」での……この軍は、いつも一週の警告によって従軍する気である。これは、第二区分ないし共和国の常備軍である」⁶⁹。

この文節においてもハリントンはまず、軍編成においても州単位での抽選による方式を規定する。われわれが重視するのは、オシアナ共和国の常備軍規定なのである。ここにおいてこそ、彼の民兵主義的な根源的軍隊観が表現される。

○結びの章

本共和国の構造全体を完成するために、幾つかの方向が第三水準或いは行軍へと軍隊が次のように規定される。
〈第三十条〉オシアナ憲法の条文全体規定の補足「行軍などについて」

この最終条文についてその『ハリントン著作集』（トーランド編）において表題がついていない⁷⁰。われわれは、全三十条について全て表題を付した。というのは、成文憲法にはそれを示すものが通常であるからである。

「本条は、汝が汝の敵と戦いに行き、かつ騎馬と戦車、そして汝よりも数が多い民を見るとき、彼らを心配するな。というのは汝の神である主は、汝の敵に抗して汝のために戦いに汝とともに行くものであるからである」。即ち、これはオシアナ共和国についてである。敵から得られた戦利品（彼らの裁量によってその場で將軍と陸軍指揮官「ポレマルク」によって兵士に分けられる衣服、武器、弾薬、及び食糧を除き）は、次のような軍評議会によって選出され誓わされた戦利品を四つの兵站部に渡されることとする。即ち、その兵站部は、將軍によって必要な場合に国家や護衛隊によって護衛船に出港が認め

られることとする⁽⁷⁾」。

こうした戦利品の配分については、大いにその適切性が求められる。従ってわれわれは、ハリントンが旧約聖書(の『申命記』や『サムエル記』)によって自らの主張を強化するものとして解し得る。

- (1) K. Wheare, *Modern Constitution*, 1966, p.1.
- (2) R. Scruton, *The Palgrave Macmillan Dictionary of Political Thought*, 2007, pp.135-6.
- (3) J.G.A. Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992, pp.72-234.
- (4) J.G. March and J.P. Olsen, *Rediscovering Institutions*, 1989, p.17, etc.
われわれは「特定の制度の存在によって推進された経路依存性は、その制度の幾つかの特徴(その規範と価値)が埋め込まれるようになり、かつ容易に変更し得ぬ故に、制度的変化を示したい人々にとって諸困難をもたらす」(A. Kelso, *Parliamentary reform at Westminster*, 2009, p.14) という側面が、オシアナの憲法(例えば、君主制下の恣意的でない議会議事手続きなど)に残ることも示すこととなる。
- (5) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *op. cit.*, pp.1-266; J.G.A. Pocock,

ed., *The Political Works of James Harrington*, (1977), pp.807-821.

- (9) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.8-42, 167, 234.

ここでわれわれは、そのオシアナ共和国憲法の設立過程についてブリッツァアの要を得た説明によって確認する。彼によれば、「従来のオシアナ議会が土地財産の配分の変化を明らかに認め得ず、或いは新統治制度を工夫し得ぬため、軍がその議会を追放し、かつその法によって「クロムウェルを」選挙によって新しいアルコン卿に選出した。そのアルコン卿が唯一の立法者となり、五十人」からなるその立法者評議会における討議後、憲法は「民衆機関によって全て承認され、かつ樹立された」という(J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.59-60, 242; C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960, pp.211-2)。

- (7) *Ibid.* (1992), pp.13, 100-141, 234, etc.
- (8) *Ibid.* (1992).
- (9) J.G.A. Pocock, ed., 1977, *op. cit.*, pp.810-820.
- (10) *Ibid.*, (1992), p.75.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*, pp.75-6.
- (13) *Ibid.*, p.76.
- (14) *Ibid.*, p.77.
- (15) *Ibid.*, p.78.
- (16) R. Smith, *Harrington and His Oceana*, New

- York, 1971, p.45.
- (17) R. Smith, *op. cit.*
- (18) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.83-85.
- (19) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.85.
- (20) *Ibid.*, p.88.
- (21) *Ibid.*, pp.88-90.
- (22) *Ibid.*, pp.90-91.
- (23) *Ibid.*, pp.93-94.
- (24) *Ibid.*, pp.95-101.
- (25) *Ibid.*, pp.101-114.
- (26) *Ibid.*, p.114.
- (27) F. Lovett, Harrington's Empire of Law, *Political Studies*, 2012 Vol.60, p.74.
- (28) Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.114-121.
- (29) *Ibid.*, p.121.
- (30) *Ibid.*, pp.121-122.
- (31) *Ibid.*, pp.122-124.
- (32) *Ibid.*, p.124.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*, p.125.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*
- (38) *Ibid.*
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*, pp.125-126.
- (41) *Ibid.*, p.133.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*
- (44) このブレア・ウォーデンによる見解については、拙著『ネヴィルの共和主義的政体思想研究』（三和書籍、二〇一一年）などを参照されたい。
- (45) Pocock, ed., *ibid.*, pp.147-148.
- (46) *Ibid.*
- (47) *Ibid.*
- (48) *Ibid.*, pp.148-149.
- (49) *Ibid.*, p.166.
- (50) *Ibid.*, p.173.
- (51) *Ibid.*, p.174.
- (52) *Ibid.*
- (53) *Ibid.*, pp.174-190.
- (54) *Ibid.*, p.81.
- (55) *Ibid.*, pp.81-83.
- (56) 例えば、拙稿「ハリントンの平等な共和国（ないし自由国家）に関する一考察」（『政経研究』、二〇一二年）を参照されたい。
- (57) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.191.
- (58) *Ibid.*, p.194.

- (59) *Ibid.*, p.195.
- (60) 外人部隊問題について、例えば、前掲拙著などを参照されたい。
- (61) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*
- (62) *Ibid.*
- (63) *Ibid.*
- (64) *Ibid.*
- (65) *Ibid.*, pp.195-6.
- (66) この連盟や連合を民主政的なものとみなすネヴィル については、拙著前掲を参照されたい。
- (67) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.214.
- (68) *Ibid.*, pp.215-216.
- (69) J.G.A. Pocock, ed., 1977, *ibid.*, p.819.
- (70) J. Toland, ed., *The Oceana and other Works of James Harrington*, 1737.
- (71) J.G.A. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.216.

第二節 オシアナ議会と代議院制度

(一) 二院制(代議院と元老院)としてのオシアナ議会
われわれは、前節において憲法として定められたオシアナ共和国政治制度及びその全体像を概観してきた。そ

れは、本稿のより特定の主題である代議院を明確に規定することを導き出す前提であった。われわれがここで確認したいのは、ハリントンの政治制度思想である。確かにわれわれは、彼の政治制度事項を強調する。しかしそれは、最終的に彼の制度の原理的側面を引き出すための予備作業となる。従って本節では彼の議会制度論を通じて彼の共和主義の核心である代議院に関する思想を明確にすることとなる。

〈A〉基本原理

「一」成文憲法的立憲主義

われわれがオシアナ憲法の概観において強調したのは、彼の立憲主義原理である。ハリントンの立憲主義は、その成文憲法主義である。

立憲主義には多様な意味づけがある。一般的には統一的に法典化された憲法に基づいて行われる政治原理である。しかしながら、現行のイギリスの不文憲法主義に見られるものもある。これは、一つの法典化された成文憲法をもたぬが、諸々の文書や慣習を含む基本原理に基づくルール of the 棒組みを指すものであり、それに基づく原理

である。これは、現在ではむしろ少数派に属する。一般的には前者の意味が通常的である。より正確に表現すれば、この立憲主義は、「形式に重点を置き、簡明にその憲法の内容が何であれ成文憲法を樹立する実際」(G. マーシャル)を示すものである。それにもかかわらず、この論者は、立憲主義を「制限的統治哲学に反映する規定を具現する、特定の類の政治制度を樹立しかつ機能させる実際」として扱う「多分、時が経つにつれて使用法のコンセンサスとなる」作者もいると言う。彼によれば、こうした制度は、国家に抗する個人「市民」の権利を擁護する(公職輪番制による徹底した上級政治家や官僚の権力の抑制)ように設計された他の構造的特徴とともに、政治的経済的権利と自由「例えば、より広範な市民の農地法による財産の確保」の法典ないし憲章を、通常含むと説かれる。⁽¹⁾

われわれは、こうした定義を踏まえ、ハリントンの政治制度についてオシアナの成文憲法によって、市民的自由や権利(例えば、参政権の拡大)を擁護する原理が存在するとみなすものである。これは、ハリントンの法の支配と共通した原理でもある。⁽²⁾

この立憲主義についてハリントンの二院制議会に引きつけて示してみよう。即ち、代議院選挙ばかりでなく、この元老院も現在まで長く続くイギリスの貴族院が選挙によらないことから判断して、三年任期による選挙を規定していることは、彼の先見性に対して高い評価に値しよう。

「二」 議会主権主義

今日の議会は、しばしば「立法部」と表現される。立法部は、その統治制度の成員が相互に平等であり、かつこの制度の権威がその政治社会成員の「代表」にあり、かつその決定が複雑な手続きによって集合的に形成される主張から引き出す、というものである。ここからわれわれは、民主主義国家の最高意思決定機関にして国民代表機関としての現代の立法部を引き出す。それは、周知の如く元々の立法部が中世の欧州の議会が始まった歴史的進化の結果であるからである。もともとその立法部は、税金ないし戦争の支持を確保するために君主によって不定期に開催された貴族会議であった。徐々にこの会議は、君主と、その臣民のうちの最も強力な集団からなる臣民との間に不可欠な伝達を与える機関が定期的で開催され

るようになった。こうした会議を表示する「立法部」という言葉は、法形成権の固有の在所に対する立憲制的論争から一七世紀のイギリス革命において使用するようになった。古き「議会」用語がイギリスにおいて行き渡った一方で、より新しい「立法部」用語が一七世紀のイギリス立憲制理論の他の諸局面のように、一世紀後にアメリカ革命にその起源を辿ったのである。われわれは、イギリスの議会主権と立法部「法形成機関を重視する視点をもつ」との関連を重視するが故、そのルーツを複眼的にたどる視点からハリントンの国民代表の議会主権型政治制度をとらえ直すこととする。従って本節においてわれわれは、まず後者の視角からそれを捉えなおすこととなる。

中世以来のイギリスの議会主権原理は、国王・貴族院・及び庶民院からなる議会が、立法上最高であるというものである。それは、一般に立法主権原理であり、かつ法的主権原理である。とはいえ、われわれは、政治的な主権がこの議会主権をベースとして論理化されるがゆえに、公共的なものないし共通善を国民（people）ないし市民から国家の権力を引き出すという、共和主義思想

によって再構成する必要がある。⁽⁴⁾ハリントンは、こうしたイギリスの伝統的な立法上の議会主権と、古典的共和主義言語を組み合わせ、市民選挙によって両院を選出し、かつその選挙を経た国民代表議会を構成した。これは、そうした議会が議院内閣制形態の主権を担う解釈といった、現代の政治的主権解釈にも通じる。さらにこの議会によって政府執行部も選任する「議院内閣制」に相当する原理も含ませる。それは、古代ギリシャ・ローマの直接参加型民会理念とも重なる。これは、イギリスの王政復古以来の伝統的立憲制の先を予見する原理でもあろう。これは、正に君主なき共和制に基づくハリントンの制度思想の優れた長所なのである。いずれにせよ、われわれは、ハリントンにおける両院から構成される議会機関の至高性という原理をその基本として位置付けることとなる。

「三」二院制による権限の分離

この両院制下における権限の分離制度原理は、以前にはハリントンにおいてかなり強調された。しかしこれは、現代の民主主義的統治機構における厳格な制度原理と比較すれば、大きな隔たりがあるため、あまり言及されな

くなった。しかしわれわれは、それをハリントンにおける重要な制度原理のうちの一つとみなす。即ち、二人の少女によってケークを切る者と選択する者に分ける原理である。これは、ハリントンでは、周知の如く、討議し提案する「討議と提案権をもつ」元老院と、決議する「決定権をもつ」代議院に機能上の権限を分離する原理

である。ハリントンによれば、それは、平等を確保するためとして主張される。これは、彼が抽選という主要選出方法に関して、古代のイスラエルの共和制を民主主義の実例として主張するものと同様な思想から発する。これは、われわれの現代の民主政選挙の考え方とは異なるが、恣意性を除くという意味で、大いなる民衆性や権力抑制を勘案するともいえるものである。それは、一人や少数支配原理と比較すれば、多数の民衆を平等に扱うという意味で、より民主制的と解釈することが可能である⁵⁾。

これは、ハリントンにおける両院の能力によって、それぞれの特徴を引き出すとする多様性重視の思想ともいえる原理である。この両院制論は、有能な自然的貴族制「優れた知性を有するゆえ」論と、数多くの庶民の健全性「幅広い人々のもつ身体能力へこれは、最低限度の

軍の基盤を担う市民の性質」とともに、最低限の平均的理性をもつゆえ」をもつ民主政論の共存原理でもある。これも現代民主主義において、政策の専門性を重視する所謂「エリート民主主義」が主流となりつつあることから判断して、この元老院の専門性や能力主義は、民主主義における先見性を示すものである。

確かにハリントンの市民と使用人の分離論としての階級差別主義は、それらから読み取ることができる。しかしハリントンは、そこにおいて条件であるとして示しているもの「即ち、たとえ使用人であった」として、その人が独立的要件を備えれば、市民ないし自由人たる途が開かれると示している。ハリントンにおける統治論は、民衆 (the people) が最終的決定権を有するという思想ゆえ、民主主義的な系譜に属し得るものである。

〈B〉立法過程

われわれは、前項においてオシアナにおける議会の基本原理について概観した。本稿ではより現代の制度的概念によってその基本的事項を確認することとする。その理由は、それによって現代に通じるハリントンの議会論

を明確にし得る故である。われわれは、その前にハリントンにおける議会の機能について言及せねばならぬ。それを前項において概略的に言及してきた。しかしそれだけでは不十分であり、われわれは、より具体的に議会事項を捉える必要がある。というのはここではその立法過程について論及する前提を述べなければならぬからである。

ハリントンの両院制議会は、下院の代議院と上院の元老院からなり、それを組み合わせることによってオシアナの共和国の最高意思決定機関にして執行機関となるものである。現代議会には一般に代表・立法・審議・執行部選出・及び執行部監督機能などがある。オシアナ議会は、他の機関と比較すれば、きわめて強力であり、現代の議院内閣制「正に議員から執行部が選出される」のよ⁽⁶⁾うな機能をもつ。それは、上院が提案・審議・執行機能・及び官吏「元老院議員が高官にもなる」選出機能をもつからである。これらは現代のそれと多水準で異なるが、より高所からみると、かなりの共通点をもつとする扱⁽⁶⁾いが可能であろう。

一般に立法過程は、法案が法となる手続きや行程を含むと言われる。より具体的に言えば、法案の原案形成・そのの議会への提案・審議ないし討論・決議・並びに公布の手続きを経ることとなる。オシアナ議会の立法はわれわれが仮定することく、両院が中心となる。

「一」法案の提出段階

この法案の形成は、元老院議員がその執行機関である評議会「国策・軍・宗教・及び商業」を選出しかつ構成するがゆえに、彼らによって行われる。元老院の議事は、この四評議会から主に始まる。まず、そうした統治官のうち一人により、提案が開始される。このことのゆえに、評議会が議院内閣制的な役割も果たし、元老院が立法機能とともに執行機能も果たすこととなる。⁽⁷⁾

「二」審議と討論段階

この法案が形成された後に、その関連評議会によって討議がなされる。元老院によって選出された四つの評議会は、元老院からなる統治官となり、彼ら「諸評議会」によってそれぞれの専門ないし担当毎で討議される。こうしてなされた討議は、その期間中に明確にされ、最も関心をもつ意見が評議会秘書によって記録される。それ

がなされた後に、いかなる統治官も評議会に對してさらにそうした意見や討議を始めることによつて、元老院を開催できる。この討論で当該評議会議員は、最初に話す機会が与えられ、年功順に騎士によつて続けられる。討論の結論は、投票に付される。従つて各意見は、含まれた手続きに従い、元老院によつて投票がなされる。

元老院議員の被用者「投票係など」達は、議院を通じて投票箱を運搬し導く。彼らは各提案については是認得票について一人、否認得票に一人、かつ「意見なし」の得票に一人が処理する。各元老院議員は、自らの投票をそれらの投票箱のうちの一つに投じる。もし諸提案のいずれも是認投票の多数を得なければ、最小得票数のものも除かれ、その手続きが繰り返される。

諸提案のうちの一つが是認投票の多数「過半数」を得すれば、それは拘束力を有する元老院命令となる。この命令が性質上、行政のものであれば、それは、直ちに法的拘束力をもつ命令となる。

他方、元老院に可決された命令が「制定され、廃止され、或いは制定済みの法」であるならば、特にそれが戦争における人の徴用、或いは課税に関するものであれば、

それは、下院の承認を受けなければ有効とならぬ。この承認を得るため、元老院は、統治官ないし高級官吏の主要部の中から、提案者として知られた二人の官吏を任命し、発表される命令をもたらす。

「三」 決議段階

これは、代議院の立法機能段階である。代議院の会議は、命令が遅くとも六週間の末に、命令の投票議決をなすために招集される。そしてこの会議は、その六週間中にオシアナ共和国の監察官 (censors) と護民官 (tribunes) が「全てが自由に於て開かれた方法でなし得る以外にいかなることも実行し、かつ反対するための特定の密議も秘密集會も、或いは討議もない」と論評すること」を「保障する責務を担当する。

この代議院會議で二人の元老院議員提案者は、投票議決がなされる模範として、「その事項全体を繰り返し民會に熟知させて、かつそれを民會「代議院」に説明する」。第一回投票は、命令の一般目的についてである。その選択肢は、是認・否認・及び「意見なし」である。民會代表の多数が「意見なし」であるならば、提案者達は、自らの任務を止め、かつその事項は、将来の討議の

ため、元老院に戻される。多数が否認すれば、その事項全体は、直ちに退けられる。民会代表の多数が是認投票議決をすれば、全て条項毎に代議院に元老院命令を示し始め、かつ認められるのは、是認と否認のみとなる。⁹⁾

〔四〕公布

代議院において、是認投票が多数を得る各条項はかくして、法となって制定され、公布される。これは、繰り返すこととなるが、六週間以内の公布事項であり、印刷され、かつ公表されるものとされる。¹⁰⁾

〔C〕元老院

元老院の構成は、各部族からの騎兵の高年者からなり、合計三百人の騎士が選出され、三年任期である。元老院の基本的機能にして権限は、法案の提出及び討議「審議」権である。これは立法ないし政策を公式化した「立法機能」後に、その提案が印刷され、かつ代議院に渡される「立法機能」。元老院の次の機能は、執行機能である。これは、各専門行政機関に相当する四評議会の成員を元老院議員の中から選出し、それを果たす。

ここにおいてわれわれは、その機能について幾つかを

補足する。これは、元老院のみによって果たされる。統治官選挙は、元老院が四月前半に開催するとき、元老院の最初の議事日程となる。この選出手続き記述において、次のことを想起する必要がある。即ち、公職輪番制によって元老院があらゆる場合に、騎士の三等級 (classes) には、その任期の第三年に仕えつつある騎士、その第二年に仕えつつある騎士、及び新しく選出される騎士がいる。それらは、「元老院の第一、二、三水準 (regions)」として知られる。各年に六人の統治官が選出され、そのうちの四人は、残りの二人が三年任期で仕える「第三御璽委員と第三財務委員」一方、一年任期で仕える「將軍卿・演説官卿・及び第一監察官と第二監察官」。そのように呼ばれる四人の一年任期の統治官は、その任期が切れるといけないから第三水準から選出される。¹¹⁾

元老院は、決議権を除けば、むしろ現代の議院内閣制下の下院に近い。それは提案権、討議権、かつ各省庁の最高の行政も担当し得るからである。前述でわれわれは、概ね元老院の概略を述べてきたゆえに、最後に補足のみ示すこととなる。ハリントンによれば、こうした討議な

いし分割機能といった、不可欠な機能は、「静穩にして実のある議論を認めるのに足りる小機関で一緒に集まる、社会の最も賢明にして最も有徳なメンバーによつて必然的に遂行される」べきである。この機関は、「世襲権でも彼らの土地財産の大きさでもなく、彼らの優れた能力ゆえに選挙による」選択された人々からなるが故である¹²⁾というものである。これは、まさに現代における政策ないしエリート民主主義的長所を言っているかの如くである。

さらにブリッツアーは、その限界を含め次のように結論づける。即ち、

「自然的貴族制の存在は、立法を討議する賢人機関を創設し得る。しかしながら、その特殊利益が国民益全体に反し得るゆえに、この機関がそれ自体の権威によつて法を可決させることは、大きな誤りであろう。従つてこの元老院は、純粹に提議的にして諮問的要件で行動する¹³⁾」というものである。これは、確かに有能な騎士達の上院と最低限の理性をもつ代表の下院の均衡を図るといふ、ハリントンの意図に近い。それにもかかわらず、われわれは、その思想には能力主義的なエリート政策民

主義にも通じるものがあることを主張したい。

(二) 代議院

本項においてわれわれは、オシアナの政治的議会主権（政府執行部との融合を含む）を担う下院である代議院について論じる段階に来ている。その代議院の主要な機能は、立法・代表・及び最高司法機能にわたる。その議会主権を支える下院概念は、ハリントンにおいて幾つかにわたつて使われる。例えば、「大権部族会議 [Prerogative Tribe or Prerogative Assembly]」、「民会〈市民会議〉 [the People]」、「国民〈市民〉代表会議 [Representative of the people]」の如きである。われわれは、これらについてその時代的背景、及び理解しやすさなどから代議院「元老院に対する」を選択した。本稿では前節で最も多くの紙幅を要したが故に、われわれは、その第二十三条「代議院 [民会] の権限・機能・及び手続形態」の文節を中心に詳細に分析することとする。

〈A〉立法機能

オシアナ議会の立法過程全体についてハリントンの著

作において最も明確な表現は、ブリッツァーによれば、一六五九年に書かれた『立法の技術 (The Art of Lawgiving) [全三巻]』においてであるという。なるほどこの著作は、表題が示す如く、立法そのものを表現している。特にこれは、その第三巻(「民主制的統治モデルを含む第三巻」[それは、前述の技術に従って實際上提案され、聖書によって確認され、かつイングラントの財産の均衡ないし状態に従う])の第一章「實際上、提案されたモデルの市民部分を含む」¹⁴の中の一節におけるものである。

この章は、例の如く農地法から説き起される。続いてそれは、古代のイスラエル共和国の農地法を事例として示す。それは、この原理に沿った、上部構造としての統治機構が確認される。この章は、それをもとにオシアナの憲法条項が述べられる。かくしてこれは、元老院と代議院の決議(選択)と討議(分割)の分離事項へと進められる。¹⁵ われわれは、ハリントンによる象徴的論述からそれを辿ってみる。

これは、ハリントン特有の古代の知恵の時代のものから説き起こされる。

「討議は、結果の当然な母体である。討議からラテン語の作者達によって元老院が『父「議員」達 (fathers)』と呼ばれる、ギリシャ語の作者達を通じて民会の呼称は、『アテナイの人々』・『コリントの人々』・『スパルタの人々』の如き、人々 (men) である。これらの呼称がステパノによるばかりでなく、パウロによってもユダヤ人達の元老院や民会に使用されることから判断して、この慣習は、異邦人ばかりに限らないのである。そこにおいて彼らは、人々、兄弟、及び父達といった言葉を使い始める。次に父「議員」(fathers) から国民「市民」(the people) へと、¹⁶ 民会 (popular assembly, prerogative tribe) へと至る」。

この文節は、オシアナの両院議会に関する古代の知恵期からの伝統によって、援用する典型的内容を表現するものである。われわれはさらに、先のブリッツァーが両院制に関して最も立法過程の合理的根拠であるという文節に達している。

「討議ばかりでなくその結果も有する評議会 (Council) (特にたとえ緩やかな選挙「制度」によるとしても) は、外部から影響し得、かつ内部の利益によつ

て支配できる。討議からその問題へとあなた方を急がせ、或いは叫ばせ、かつあなた方をその結果へと形成させ、かつ偏った党派が存在し得る。他方、もしそれが何らの結果の力ももたなかつたならば、いかなる偏向もなく成熟からこうした討議を逸らす原因なくして、討議のみ同然のままに残り得よう。そこにおいて偏向なき討議の成熟は、元老院の最終的理由を置き、かつ国民「市民」に与えることができる見解全体を置く。

しかしこれがなされるとき、もしあなた方の決議する民会が国民「市民」全体のみを利益を吸収し得るようなものではなく、或いは国民「市民」全体のみを利益を与えるものでなければ、全ては失われよう。というのは民会全ての結果は、彼ら自身の利益となるとみなすものに基づいて主に進めるからである。しかし得票が下院において六対四であるところでは千人からなる公職輪番制に基礎づける、民会が秩序立って選出される国民「市民」全体のみからなるのを除き、いかなる利益もあり得ぬ方法、決して存在すべきではなく、私が信じる如く、いつも示し得なからう。ゆえに同様な区分から討議と結果のような区分から、民主制的統治の最高の神秘はなるの

である⁽¹⁷⁾。

ここにおいてわれわれは、その字句を確認することとしよう。この文節は、二つに分けられる。第一段落においてそれはまず、元老院の中から選出される、評議会から説き起す。それは、討議と決議の両方に関与されると言う。これらによつてこの評議会は、内外の両方から支配を可能にすると説く。ここでは二つの利益対立の可能性を想定し、その党派対立を念頭に置く。他の対立を防止するために、徹底した熟議に専念させ、かつそれによつて最善の政策提案を可能にするという。こうして決議の前提条件が整うというものである。

後段では熟議を担当するものが国民「市民」全体の利益による政策提案が不十分であるならば、その前提条件が崩壊してしまうという。他方で結果を担う民会は、その国民ないし市民の全体利益を目指して主にそれを推進する。たとえば票決において拮抗していても、公平な公職輪番制によれば、その正統性（これも現代の議会の重要な機能のうちの一つである）が確保できると説かれる。この結果と討議事項は、その重要な条件整備によつて均衡のとれた統治が可能というものである。ここにおいて

もハリントンによる強い制度への信頼感が示される。

これに対してブリッツァーは、次のように論評する。

即ち、「立法は、討議における知恵と最終決定への到達での利益代表である、二つの特有な要素を必要とする。これらのいずれかのみでは、共和国は、危険となろう。知恵のみでは国民の利益に反し得、利益のみでは短絡的であることを証明し得ると評する。従って立法提案をもつ民主制的議会「民会」は、それが存在意義である、諸利益に関するまさに熟議を必然的に歪めてしまうという。ゆえに立法提案に最終的決定権をもつ代議院は、投票議決以上をなすことが禁じられる」というものである。¹⁸⁾

この文節についてわれわれは、ハリントンが熟議と公平な選挙に対するかなりな樂觀主義ないし理想主義に基づいているとみなす。さてわれわれは、本項の主要分析原文であるオシアナ憲法の第二十三条と取り組む段階に來ている。

それは、表題の如く、立法、立法手続き（これはそれぞれの機能の規定に付随して述べられる）、及び司法機能の条文と言う名が記される。われわれは、まずその立法機能部分から始めることとなる。本稿は、その説き起

こし部分について前節で辿っている。これは、それに次ぐ文節となる。

「立法権の結果である決議権限について本憲法によつて民会「代議院」は、大「主」権部である彼らの平等な代表の結果によつて彼ら自身の形成ないし確認によらぬ法によつても義務付けられぬ。元老院にとつて民会「代議院」に服従を必要にせしめることは違法である。民会によつて六週間で公布されず、印刷されずかつ公表されぬいかなる法によつて、元老院へと特有な服従を与えることは、違法である。その後代議院に元老院の権威で提案され、かつこの代議院の多数決議決で決定されねば違法である。元老院は、こうして与えられた民会の同意によつて、或いは次のような緊急の場合を除き、そのように制定された戦争を行い、人を徴用し、お金を徴収するいかなる権限もたぬこととする。即ち、そこにおいてそのように要件づけられ、かつ元老院と民会の両方でその権力は、既に規定されたこの憲法に従っている機関の独裁官にあることとする。法が公布される前に、いかなることも実行し、かつ反対するための特定の密議、秘密集会、及び討議もないとして、監察官が元老院を批判し、

かつ護民官が民会を論評する。しかし全ての者は、自由にして開かれた方法でなし得る¹⁹⁾」。

このオシアナ議会における立法ないし法形成条文は、二つに分けることができよう。その前半が主要規定で、後半がそれを補うものとみなし得る。まずこの本来の立法部分のそれから確認してみよう。まずその説き起し文は、立法権の決議を代議院が担うと明記する。この代議院は、主権部をなし、かつ平等な代表をなすものでもあり、この機関が法形成と法の是認を行うことを述べる。次に民会は、上院には服さないゆえに、その下院の優越性を確認する。引き続きこの決議機関が辿るべき最終的手続きを規定する。即ち、代議院による法は、六週間以内に公布し、かつ印刷がなされ、公表されることとする。ここでも元老院に下院が服さぬことを確認する。この前半の最後の文は、合理的にして平等主義的である多数決原理手続きを述べる。

引き続きわれわれは、その立法権に関する後半の特別の規定へと移る。まず初めに有事における独裁官制度に關わるものが示される。即ち、上院が緊急時における特別権限は、両院によって戦争遂行権や特別な資金徴収権

が、この憲法の特別規定に基づき、独裁官に委ねるといふものである。従つてこの有事の場合を除き、平時にはそうした権限は、上院にはなく、下院に属することが述べられる。この最後の文節は、護民官や監察官が両院に反対したり批判したりすることも可能であることを容認する。これは法が公布される以前であることが条件である。それもオシアナの特徴が表れるものである。つまりハリントンは、批判や反対、或いは異論の自由を認める。ここでもわれわれは、ハリントンのにおける討議の自由主義思想を読み取り得る。しかしそれは、国家を混乱に陥れぬことが条件となるのである。これは、政体の安定ないし平和の維持にかかわる。

〈B〉司法機能

オシアナの下院における立法機能の次は、司法機能である。それは、ある事件で元々のものの管轄権をもつ他の事件において、控訴管轄権をもつ。これは、その憲法においてこの「共和国の最高司法機関²⁰⁾」と規定される。

その第一は、チューダー朝期の基本法になつていふものと同様な系譜を辿る。それは、「国民 [the people] 主

権反逆罪」と称する全ての事件を裁判にかけるものである。その国民主権反逆罪は、大逆罪・公金横領罪・或いは公金の誤った使用犯罪を含む。それは、特にいかなる人も「軍法会議及び軍会議を除き、いかなる共和国の裁判所からも代議院」に上訴できる。原告は、自らが敗訴となる場合に没収される「百ポンド」の供託金を支払うことのみを条件とするものである。

代議院の司法手続きは、絡み合わされるが、少なくとも評価に値し手短に記述させるほど、特別であるという。その全訴訟は、代議院議員全員の前で裁判にかけられる。その各訴訟当事者或いはその当事者の弁護士は、文書を読み、かつ証拠を検査するのに費やす時間を除き、その人の弁論のいずれを示すべきかについて一時間半が認められる。この発表の終了後に、この代議院全体は有罪・無罪・及び意見なしによって決議される。もし意見なしの投票決議がなされれば、その弁論は、三時間の追加によって再開される。二つの弁論（全てで九時間）があれば、意見なし議決は、三回目の議決が認められぬ。その多数が被告を無実と決議すれば、その裁判は結審される。この多数は、被告を有罪と議決すれば、その処罰を科す

更なる議決がなされなければならぬ。⁽²²⁾

共和国憲法第二十三条は、その六つの選択肢を示す（ただしそのうちにおいて不適切であり得るものもある）。即ち、

「①被告は、軽減召喚状をもつかどうか。②被告は、いくらいくらを科せられるかどうか、或いはいくらいくらが科せられるか。③被告は、供託金を没収されるかどうか。④被告は、統治官「官吏」職に就く能力があるかどうか。⑤被告は、追放されるかどうか。⑥被告は、死刑とされるかどうか」⁽²³⁾。

これらの選択肢、或いは少なくともそのうちの三つは、代議院によって採否が投票によって決せられる。是認得票の多数を得るいかなるものであれ、裁判所の判決となる。立法部の場合における如く、代議院の会合時間の大部分を多分占めるこの機能は、いかなる議論もなくして遂行される。その投票は、その弁論の結びで直ちになされる。ここにオシアナの政治制度の問題点が出てくる。

これについて、それは次のように弁明される。即ち、これは、その代議院議員が各々の理由を知ることなくして三年間同じ代議院とともに議席を占め得るし、何らの

誇張もなく言い得るといふ。ハリントンは、こうした代議院の司法権を擁護する。彼は「統治官職権限が私利私利となることが受け入れられ、かつこの民会に説明責任を負わぬこととなれば、共和国はその自由を失う²⁴」と論じる。ゆえにこの司法権限は、たんに法的係争を決定する便宜的方式としてばかりでなく、共和国全ての統治官活動に対する積極的抑制とみなされるという。ハリントンは、民会の類似な最終控訴権が全ての共和国に存在することが示された後、この権限なくして「民主制の統治のようなものなど存在せぬ²⁵」と主張する。代議院の唯一の仕事は、その主要な義務が多分、その時間が専念するのに不十分という事実から生じる。さらにこの条文は、次のように規定する。

「この共和国憲法によって元老院提案も民会の非難も、継続的活動に代議院を開催させるほど、頻繁でないように思えるかもしれぬ。しかし元老院は、そのある騎士ないし統治官に代議院でなされる演説を真に果たすこととなる²⁶」。

ここでの問題は、民会がどれほど長く司法に関わる時間的余裕をもつのか、という問題である。これに対して

ハリントンは、元老院が民会を教示する、本来の教育的役割に言及する。それは、この元老院の演説によって民会を教示し得ると説かれる。

〈C〉代表機能

代議院ないし民会の代表機能は、その民会 (the people)、議会代表 (deputies of assembly) 及び国民代表 (representative of the people) の下院表現によって明確である。それは議会の最高決定権をもつということとで民主権の条件に適うこととなる。従つてわれわれは、オシアナの理念としての国民代表原理を定める。これは、後のハリントンによる多様な論文などにおいて国民が最高意思決定者であるという民主主義的思想傾向は、「民主制の統治ないし平等な共和国」などの表現によつても明確である。

われわれは、それをオシアナの選挙制度論において確認できる。例えば、われわれは、前節の「憲法の概観」に示されるように、その民会議員が教区毎に五分の一から選挙人団が選出されること、民会選挙が実質的各部族「州」から選出されるものであること、かつ合計で千

五十人の議員が選挙によって選ばれること⁽²⁷⁾によって明らかである。確かにこれも現代民主主義的代表(普通選挙制)観から考察すれば、投票に参加する人々は、女性、子供、使用人などが除外され、かつ青年も除かれる。従って高年者のみからなる。しかしブリッツァーによれば、それは、全人口の十二分の一に達するという。これは、当時の庶民院の選挙権者よりもかなり多かった⁽²⁸⁾。従ってわれわれは、この民会議員の機能が選挙区の願望に反映するため、国民代表と地域代表の機能が期待されるよう。それらを総合すれば、ハリントンの選挙制度論はより民主主義的な思想をもつ主張と云い得る。

- (1) G.Marshall, *Constitutional Law*, Oxford, 1971, pp.1-12; J.G.A.Pocock, ed., 1992, *The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, 1992, p.234, etc.
- (2) 例えば、拙稿「J・ハリントンの統治原理に関する一考察」『法学紀要』(第五四巻、二〇一三年)などを参照された。
- (3) G.Loewenberg, ed., *British and French Parliaments in Comparative Perspective*, Chicago, 1971, pp.4-5; D.Judge, *The Parliamentary State*, 1993, etc.

- (4) 例として A.Kelso, *Parliamentary reform at Westminster*, 2009, pp.19-20; J.Goldsworthy, *The Sovereignty of Parliament: History and Philosophy*, Oxford, 1999, p.9, etc.
- (5) J.G.A.Pocock, ed., *op.cit.*, p.22, etc.
- (9) 例として D.Judge, *Political Institutions in the United Kingdom*, Oxford, 2005, pp.23-80, etc.
- (7) J.G.A.Pocock, *ibid.*, pp.133-167; Blitzer, *ibid.*, pp.238-40.
- (8) J.G.A.Pocock, *ibid.*, pp.133-167; Blitzer, *ibid.*
- (9) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, pp.166-7, etc.
- (10) Pocock, ed., *ibid.*, p.166.
- (11) *Ibid.*, pp.121-22; C.Blitzer, *ibid.*, pp.247-48.
- (12) *Ibid.*, pp.23-24; Blitzer, *ibid.*, p.241.
- (13) Blitzer, *ibid.*, p.244.
- (14) J.G.A.Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, pp.655, 665; Blitzer, *ibid.*, p.243.
- (15) J.G.A.Pocock, ed., 1977, *op.cit.*, pp.663-673.
- (16) *Ibid.*, p.673.
- (17) *Ibid.*, pp.676-7; Blitzer, *ibid.*, pp.245-6.
- (18) Blitzer, p.246.
- (19) J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, pp.166-7.
- (20) J.G.A.Pocock, ed., *ibid.*, p.167.
- (21) *Ibid.*, pp.167-9 (Blitzer, *ibid.*, p.244).
- (22) *Ibid.* (Blitzer, *ibid.*, pp.246-7)

- (23) *Ibid.*, p.169 (Blitzer, *ibid.*).
- (24) *Ibid.*, p.171 (Blitzer, *ibid.*).
- (25) *Ibid.* (Blitzer, *ibid.*).
- (26) *Ibid.*.
- (27) 例^々 J.G.A.Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.148, etc.
- (28) C. Blitzer, *ibid.*, p.224; D.L. Smith, *The Stuart Parliaments*, Arnold, 1999, pp.26-31, etc.

第四節 結論

われわれは、本稿がハリントン研究の政治制度思想問題を広範な視点から分析しようと試みるため、ここで若干の補足をなし、その論理的筋道を明確にする必要がある。われわれは、本序論で日本のハリントン研究の問題点が二つの分野にわたって存在すると捉えた。それは一方で政治思想史分野の問題である。ハリントン研究は、アメリカでは憲法制度論として重要であるため、最もその制度研究が進んでいる。しかし日本においてそれが現実的であるが重要な思想事項でないとして退けられる傾向があった。他方、政治制度ないし憲法理論として君主

制が深く浸透しているため、それと正反対な共和制理論であるがゆえ、これは、無視されてきた事情などによる。われわれは、そうした問題の両面と取り組む必要性があると考える。本稿は、そうした両方の側面を補うべくその研究を掘り下げようと試みた。本稿は、最近の内外の研究の進展状況（例えば、共和主義概念の拡張解釈など）も承知しているつもりである。それにもかかわらずわれわれは今、提起した問題の流れの中で、ハリントンの政治制度思想を捉えようとするものである。それはまづイギリス革命期ないし内戦期の文脈的視点に立ちかえることとなる。これは、一方で当時の思想傾向に注目する事項である。それは、ハリントンに存在する議会派の権利の主張と共通する視点である。これは、ハリントンにおいてきわめて深く根差される政治的議会主権観である。他方、彼のオシアナ憲法論における成文憲法的立憲主義ないし政治制度論的側面である。われわれは、これらを政治思想史的文脈と政治制度的文脈を含むものとして理解し得る。

本稿はまず、第二節においてハリントンが『オシアナ共和国』で進める如く、その共和制憲法の概観からそれ

と取り組み始めた。これは、その基本原理である農地法原理と公職輪番制に基づいて広範にして詳細に規定される。しかしながらそれは、論理上きわめて思想的奥深さを示すが、論理的明晰性となると、問題も残る。それは、本文でも記す如く、必ずしも簡明に理解し得るものでもない条文「例えば、選挙制度」もあり、或いは用語法「例えば、イコールが「均衡」の意のものもある」も見受けられるからである。

われわれは、その第三節「オシアナ議会と代議院制度」において、新制度論などの視点（歴史的制度論の経路依存性的な側面「例えば、「統監」や一人息子の兵員概念など」）を含む政治制度論的アプローチによって捉えなおす作業を展開した。

従ってわれわれは、ハリントンが、農地法的アプローチによって将来にわたって農業経済的の下部構造の定着化及びより広範な市民の投票参加的選挙制度、並びに行政官達の輪番制など「抑制と均衡制度」によって、持続可能にして安定した統治ないし下部構造を樹立させようと試みたと理解する。具体的にはそれらは、両院制議会と議院内閣制的統治「元老院から重要な統治官が選出され、

かつ彼らが議員と兼任となっている点など」を含む政治的議会主権論によって達成できるとみなすものである。しかしながらハリントンの政治における「自然的貴族主義」は、確かに一般国民の政治参加の制限主義でもある。とはいえ別の視角から見れば、この能力の点でそれが優れているという考察は、現代の「エリート民主主義」と言われる政策面でそれが優れているという側面であり、逆説的にそれを先取りしているとも言い得る。

しかしながらオシアナ憲法の規定は、ブリッツァーも指摘している如く、必ずしも安定した統治を支える行政執行部であるかどうかの問題を残す。というのはあまりにもそれらが抑制されすぎているからである。しかしながらハリントンの制度は、基本的には共和国の市民達の自由の確保とその政体への市民参加によってその活性化や権力の抑制を志向するものであり、この視点から十分に自由主義的或いは共和主義的視角によって評価できるものである。